

枚方市附属機関条例（抜粋）

平成24年9月13日

条例第35号

（設置等）

第1条 他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、別表のとおり執行機関の附属機関を置く。

- 2 附属機関は、執行機関その他担当事務に係る機関の諮問に応じ、審査等の結果を答申する。ただし、執行機関その他担当事務に係る機関が定める事項については、諮問がない場合においても、意見を述べることができる。

（委員の委嘱）

第2条 委員の委嘱期間は、別表に定めがあるものを除くほか、2年(委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあっては、2年以内)とする。

- 2 補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。
- 3 委員の再度の委嘱は、妨げない。

（臨時委員）

第3条 執行機関は、附属機関の担当事務に関し必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。

（会長及び副会長）

第4条 附属機関に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員(臨時委員を含む。以下同じ。)の互選によって定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。
- 3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

（会議）

第5条 附属機関の会議は、会長(会長が定められていない場合にあっては、執行機関)が招集し、会長がその議長となる。

- 2 附属機関の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、執行機関が定める附属機関については、出席した委員の3分の2以上の多数で決する。

（会議の公開）

第6条 附属機関の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

- (1) 枚方市情報公開条例(平成9年枚方市条例第23号)第6条に規定する情報が含まれる事項に関する審査等を行う会議
 - (2) 公開することにより、公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議
- 2 附属機関の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

（部会）

第7条 会長は、附属機関の担当事務に関し必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。

- 2 前3条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(関係者に対する協力要請)

第8条 附属機関は、担任事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、執行機関が別に定める。

<別表省略>